

令和6年(厚)第1775号

令和7年12月26日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、国民年金法(以下「国民法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、これらの年金を「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 請求人は、初診日を平成○年○月○日とする高次脳機能障害、うつ病(以下、併せて「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求(以下「本件請求」という。)した。また、請求人は、同日、予備的に本件傷病の初診日を平成○年初め頃とする障害基礎年金の裁定請求をした。

2 厚生労働大臣は、本件請求について、本件傷病の初診日は平成○年○月○日であり、請求人はその初診日において厚生年金保険の被保険者であった者に該当しないとして、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、障害給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

なお、厚生労働大臣は、前記1の予備的な初診日の主張に基づく請求については、令和○年○月○日付けで、受給権を取得した年月を同年○月とする障害等級2級の障害基礎年金を支給する旨の処分をしている。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経

て、当審査会に対し再審査請求をしたものである。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

1 障害厚生年金の支給を受けるためには、①障害の原因となった傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において厚生年金保険の被保険者であること、②初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること(以下、この②の要件を「保険料納付要件」という。)、③当該傷病による障害の状態が厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害等級3級以上の程度に該当することが必要とされている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金も支給されることになっている。

2 本件の場合、請求人が、平成○年○月に多飲多尿・頭痛を主訴に受診した前医からの紹介により、平成○年○月からa病院で脳腫瘍の治療を受け、その後平成○年まで、脳腫瘍治療後の汎下垂体機能低下症で定期的に同病院において診療を受けていたことについては当事者間に争いがないものと認められるところ、請求人は、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の2記載の理由により原処分をしたことを不服とし、平成○年○月○日を本件傷病の初診日として障害給付の支給を求めているのであるから、本件の問題点は、請求人が主張する同日が本件傷病の初診日と認められるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

1 (略)

2 そこで、本件についてこれをみると、初診日認定適格資料として、①b病院c科・A医師作成の診断書(令和○年○月○日現症に係る同日付けのもの。以下「本件診断書」といい、その現症日を「本件診断書現症日」という。)、②a病院d科・B医師作成の令和○年○月○日付け受診状況等証明書(以下「a病院受診状況等証明書」という。)、③e病院f科・g科・B医師作成の令和○年○月○日付け受診状況等証明書(以下「e病院受診状況等証明書」という。)が確認できる。

なお、請求人が作成した令和○年○月○日付け病歴・就労状況等申立書及び「社会的治癒についての申立書」という書面は、初診日認定適格資料とは認められない。

3 上記初診日認定適格資料について内容をみると、上記①(本件診断書)によれば、障害の原因となった傷病名として本件傷病が挙げられ、本件傷病のため初めて医師の診療を受けた日は「平成○年○月○日(診療録で確認)」とされ、既存障害として汎下垂体機能低下症、既往症として鞍上部脳腫瘍とされ、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学就労状況等、期間、その他の参考となる事項には、「○年(注:平成○年)○月に脳腫瘍に対し手術、化学療法、放射線療法を受けた。○年(注:平成○年)○月に4年制大学を卒業し、就職した。複数の仕事を指示されると混乱、対人関係が維持できなくなり、いくつかの病院の精神科を受診し、うつ状態に対して処方を受けるも○年(注:平成○年)○月に退職した。・・・、○年○月より正規の就職をしたが、仕事のミスが重なり、○年○月意欲低下、うつ状態のため退職した。○年○月○日h病院i科にて高次脳機能障害の診断にて、薬物療法開始され、・・・」とされているのであり、これからすると、本件傷病に関連する症状が生じ、医療機関の診療を受けたのは、平成○年○月に大学を卒業して以降であ

ることが認められる。そして、上記①によれば、治療歴は、a病院において、平成○年○月から脳腫瘍の摘出術、放射線療法、化学療法を受け、転帰は軽快とされ、h病院j科において、平成○年○月から汎下垂体機能低下症でホルモン補充療法を受け、転帰は軽快とされており、e病院において、平成○年○月から抑うつ不安状態で薬物療法を受け、転帰は不変とされ、同年○月からk病院で抑うつ状態に対して、同年○月からはl病院で適応障害(うつ状態)に対して、それぞれ薬物療法を受け、転帰は不変とされているのであり、これからすると本件傷病に関連する症状によって同年○月に初めて医療機関の診療を受けたこと、その後、k病院にて同年○月から抑うつ状態、同年○月からはl病院にて適応障害(うつ状態)でそれぞれ薬物療法を受けており、同年○月以降、抑うつ不安状態、抑うつ状態、適応障害(うつ状態)に対する治療が継続されていたことが認められる。また、本件診断書現症日における障害の状態は、その具体的な程度・症状について、神経心理検査で高次脳機能障害の所見があり「短期記憶障害を認めた」とされているものの、「一日中布団の中で何もせず過ごす日も多い。意欲の低下は顕著で、食事にも父に作ってもらった時以外ほとんど食べない。入浴も1週間に1度あるかないかという程度」とされ、本件傷病による障害状態の主因は、「高次脳機能障害」ではなく「うつ病」とであると判断することができる。

上記②(a病院受診状況等証明書)には、傷病名は「脳腫瘍後汎下垂体機能低下症」とされ、傷病の原因又は誘因は、「鞍上部胚細胞腫瘍(術後)」とされ、初診年月日は、「平成○年○月○日」、終診年月日は「平成○年○月○日」、終診時の転帰は転医とされていることが認められ、発病から初診までの経過から、脳腫瘍に対する治療として化学療法、放射線療法が行われ脳に障害を受け汎下垂体機能低下症が生じたものと推測される。そして、

初診から終診までの治療内容及びに経過の概要には、ホルモン補充による治療に関わる記載がされているが、〇〇へ就職・転居のため、平成〇年〇月〇日終診となったとされており、本件傷病に関連する症状や治療に関わる記載は認めることができない。

さらに、上記③（e病院受診状況等証明書）によれば、傷病名は「抑うつ不安状態」とされ、傷病の原因又は誘因は「不明」とされ、発病から初診までの経過は、前医からの紹介は無く、「平成〇年〇月下旬より抑うつ気分出現し、特に出勤前が著しく、・・・平成〇年〇月〇日当院初診」とされ、初診から終診までの治療内容及び経過の概要として、「症状出現時の頓服薬として抗不安薬を処方した。・・・」とされていることが認められる。

上記①から③までの各資料によれば、平成〇年〇月〇日から受けている、脳腫瘍の治療の合併症である汎下垂体機能低下症に対する治療が平成〇年〇月以降も継続していたことは認められ、高次脳機能障害の原因が脳腫瘍に対する治療による脳の器質的障害である可能性は否定できないが、可能性の程度にとどまるものであり、それ以上に、請求人が平成〇年〇月に脳腫瘍に対する手術をした時から大学を卒業した平成〇年〇月までの間に高次脳機能障害によるとされる症状が認められていたとする資料は提出されておらず、本件においては、脳腫瘍に対する治療と高次脳機能障害との間に相当因果関係があると認めることはできない。そして、平成〇年〇月下旬に請求人に抑うつ気分が出現し、e病院において抑うつ不安状態と診断され、その原因又は誘因は不明とされており、資料①によれば、本件診断書現症日における本件傷病による障害状態の主因がうつ病であると判断できることからすると、本件傷病の初診日は、脳腫瘍の初診日である平成〇年〇月〇日ではなく、抑うつ気分が出現し、前記e病院を受診した平成〇年〇月〇日と認めるのが相当である。

そして、本件記録によれば、請求人は、本件傷病の初診日として認定できる平成〇年〇月〇日において厚生年金保険の被保険者であり、その前日において保険料納付要件を満たしていることが認められる。

- 4 そうすると、当審査会の上記判断と趣旨を異にする原処分は妥当でないから、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。